

診療用エックス線装置（移動用・携帯用）備付届

年 月 日

（あて先） 京都市長

所在地 〒

名称

電話

管理者氏名

㊞

下記のとおり診療用エックス線装置（移動用・携帯用）を備えたのでお届けします。

記

1 エックス線装置に関する事項	制作者名			
	型式			
	連続	管電圧 _____ kV, 管電流 _____ mA		
	定格出力 短時間	管電圧 _____ kV, 管電流 _____ mA, 時間 _____ 秒		
	蓄放式	管電圧 _____ kV, 静電容量 _____ μ F		
	台数			台
	エックス線管球			個
2 エックス線装置に関する事項	用途			
	氏名	年令	職種	エックス線診療に関する経歴
3	備付時期	年 月 日		
4	エックス線装置のエックス線障害防止に関する構造設備の概要 (平成14年3月27日厚生労働省令第44号「医療法施行規則の一部を改正する省令」による改正後)			
共通	エックス線管容器及び照射筒漏えい線量	定格管電圧50kV以下の治療用エックス線装置	(エックス線装置の接触可能表面から5cmの距離において) 1. 0mGy毎時 以下 ・ 超	
		定格管電圧50kV超の治療用エックス線装置	(焦点から1mの距離で) 10mGy毎時以下 ・ 超 かつ (エックス線装置の接触可能表面から5cmの距離において) 300mGy毎時 以下 ・ 超	
		定格管電圧125kV以下の口内法撮影用エックス線装置	(焦点から1mの距離で) 0.25mGy毎時 以下 ・ 超	
		コンデンサ式エックス線高電圧装置	(充電状態で照射時以外の時, 接触可能表面から5cmの距離で) 20 μ Gy毎時 以下 ・ 超	
		上記以外のエックス線装置	(焦点から1mの距離で) 1. 0mGy毎時 以下 ・ 超	

共通		エックス線管焦点及び患者から2メートル以上離れて操作できる構造	有	無
	附加濾過板	定格管電圧70KV以下の口内法撮影用エックス線装置	有 (___mmアルミニウム当量)	無
		定格管電圧50KV以下の乳房撮影用エックス線装置	有 (___mmアルミニウム当量又は ___mmモリブデン当量)	無
		上記以外のエックス線装置及び輸血用血液照射エックス線装置、治療用エックス線装置	有 (___mmアルミニウム当量)	無
使用場所	手術室 病室 その他 (具体的) 診療用高エネルギー発生装置使用室 (操作室 有 無) 放射線照射装置使用室 (操作室 有 無)			
透視 用 エ ッ ク ス 線 装 置	透視中の患者への入射線量率 (患者の入射面の利用線錐の中心における空気カーマ率)		50mGy 毎分	以下 ・ 超
			(操作者の連続した手動操作のみで作動し、作動中連続した警告音等を発する高線量率透視制御装置がある場合)	
			125mGy 毎分	以下 ・ 超
	タイマー (透視時間が積算でき、かつ、透視中において一定時間が経過した場合に警告音等を発することができるもの)		有	無
	焦点皮膚間離隔装置 (30cm) (ただし手術中に使用するエックス線装置の焦点皮膚間距離は20cm以上)		焦点皮膚間離隔装置 (有 ・ 無)	又は 30cm未満で照射することを防止するインターロック (有 ・ 無)
	エックス線照射野しぼり装置 (焦点受像器間距離において、受像面を超えないようにエックス線照射野をしぼるもの)		有	無
			(ただし欄外<注>の事項に合致する場合は、受像面を超えるエックス線照射野を許容するもの)	
	利用線錐中の蛍光板、受像器を通過したエックス線の空気カーマ率 (接触可能表面から10cm)		150µGy 毎時	以下 ・ 超
	透視時の最大受像面を3.0cmを超える部分を通過したエックス線の空気カーマ率 (接触可能表面から10cm)		150µGy 毎時	以下 ・ 超
利用線錐以外のエックス線を有効にしやへいするための適切な手段		有	無	
		(その内容:)		
鍵のかかる保管場所		有	無	
		(術中の病変部位の位置確認や手術直後に結果の確認等を行うため、術中あるいは術直後に手術室に移動させて使用する場合)		
管理区域の設定、管理区域の記録		有	無	
		(エックス線診療室、診療用高エネルギー放射線発生装置使用室、診療用放射線照射装置使用室、診療用放射線照射器具使用室に移動させて使用する場合)		

<注> 受像面を超えるエックス線照射野を許容する場合

- ① 受像面が円形でエックス線照射野が矩形の場合において、エックス線照射野が受像面に外接する大きさを超えないとき。
- ② 照射方向に対し垂直な受像面上で直交する二本の直線を想定した場合において、それぞれの直線におけるエックス線照射野の縁との交点及び受像面の縁との交点の間の距離の和がそれぞれ焦点受像器間距離の3パーセントを超えず、かつ、これらの交点間距離の総和が焦点受像器間距離の4パーセントを超えないとき。

